

電波監理審議会会長会見用資料

平成19年6月13日

日本空港無線サービス株式会社所属
特定無線局の包括免許について
(平成19年6月13日 諮問第20号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局衛星移動通信課

(梶原課長補佐、馬場航空係長)

電話：03-5253-5902

日本空港無線サービス株式会社所属特定無線局の包括免許について

1 概要

アナログ空港無線通信システムは、空港における重要な通信システムとして、平成2年6月より成田国際空港をはじめ、国内の空港に順次導入され、活用されている。

一方、近年の航空輸送量の増加による空港業務の増大により、無線通信の需要も増加していることから、周波数の利用効率が優れ、データ伝送が可能なデジタル空港無線通信システムが、東京国際空港、成田国際空港、中部国際空港及び関西国際空港に導入されている。

本件は、当該デジタルシステムが那覇空港に導入されることに伴い、同空港内及びその周辺で利用される陸上移動局の包括免許について諮問を行うものである。

2 申請内容

申請者	日本空港無線サービス株式会社
無線局の目的	電気通信業務用
開設を必要とする理由	申請者は那覇空港内及びその周辺において、アナログ空港無線通信システムを提供しているが、電波の有効利用や通信の高度化に対応するため、デジタル空港無線通信システムの導入を希望するものである。
通信の相手方	免許人所属の基地局
電波の型式、希望する周波数の範囲等	24K3 G1D, G1E, G7W 415.525MHz から 416.975MHz までの 25kHz 間隔の周波数 59 波 2 W
最大運用数	620 局
運用開始の予定期日	免許の日

3 申請の審査

電波法第27条の4各号の規定である、

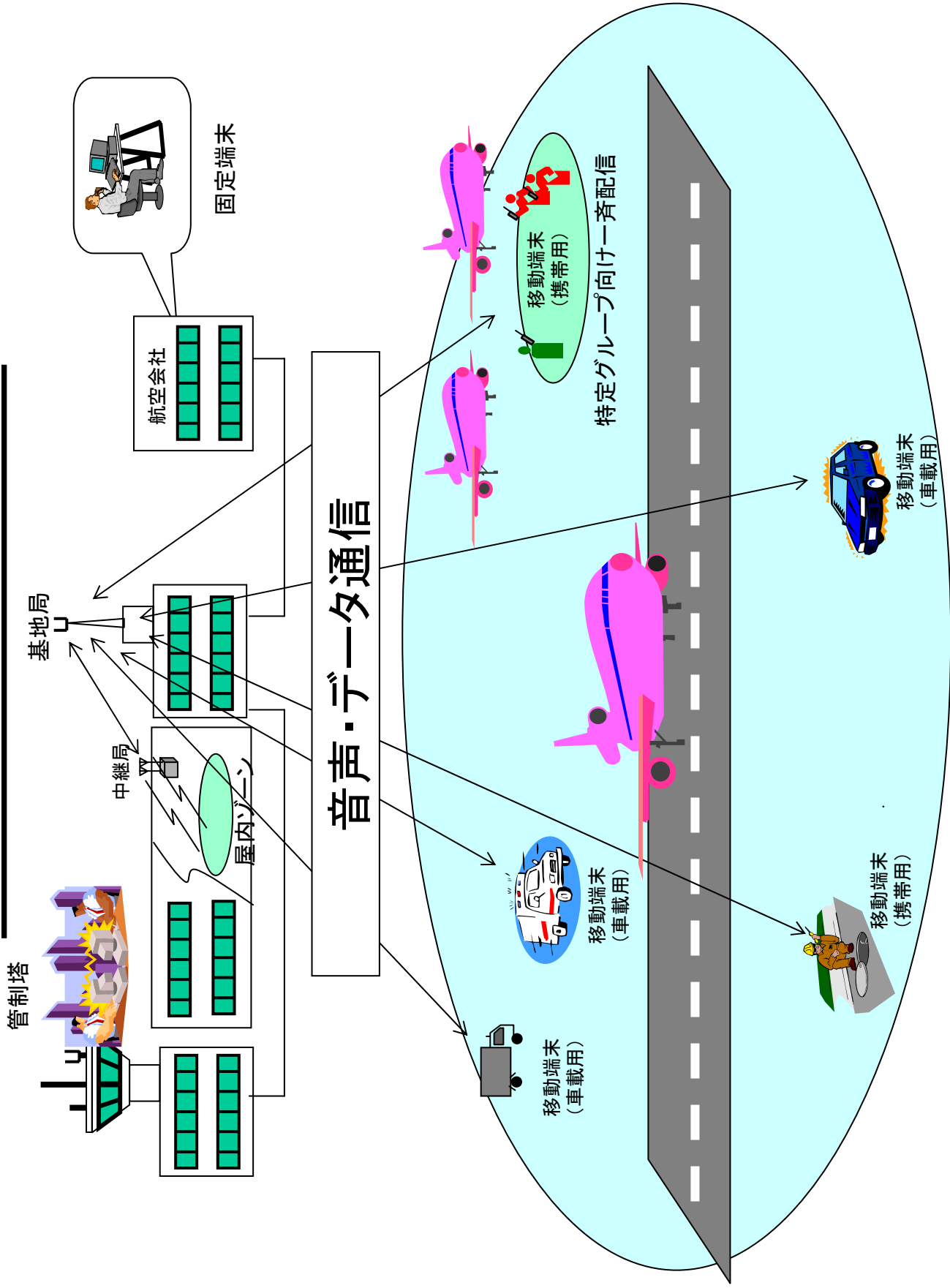
ア 周波数の割当ての可能性（周波数割当計画上当該無線局用に 415.5MHz から 417.0MHz が割当可能とされており、希望する周波数はその範囲内である。）

イ 特定無線局の開設の根本基準への適合性

を審査した結果、いずれも適合していると認められる。

デジタル空港無線通信システム

参考資料



平成19年6月13日

放送普及基本計画の一部変更案について
(平成19年6月13日 諮問第21号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報通信政策局衛星放送課国際放送推進室

(大角室長補佐、山口)

電話：03-5253-5798

放送普及基本計画の一部変更案について

1 変更の背景

近年、諸外国においては、対外情報発信力の強化のため、テレビ国際放送を拡充する動きが加速している。一方、ラジオ国際放送については、テレビ、インターネット等の普及により、短波ラジオへの需要が低下した地域が存在していることから、その効率的な実施が求められるところである。

このため、メディア環境の変化に柔軟に対応し、資源の効率的な投入を図るため、今般、放送普及基本計画の関連部分を変更することとした。

2 変更の概要

放送普及基本計画(昭和63年郵政省告示第660号)の第2の4の(1)について、放送の区分から「一般放送」及び「地域放送」の区分を廃止する。

【変更前】

4 国際放送に関する放送の区分毎の放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標

(1) 国際放送

放送の区分		放送対象地域	放送系の数の目標
協会の放送	一般放送	外国の全区域	放送対象地域ごとに1
	地域放送	総務大臣が別に定める外国の各区域	

【変更後】

4 国際放送に関する放送の区分毎の放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標

(1) 国際放送

放送の区分		放送対象地域	放送系の数の目標
協会の放送		総務大臣が別に定める外国の各区域	放送対象地域ごとに1

3 施行期日

平成19年10月1日(予定)

現状と問題点

○ 現状は一般放送と地域放送の二本立て

- ・ 一般放送・・・全世界向けの同内容放送(日本語及び英語)
- ・ 地域放送・・・各地域向けの個別内容放送(21の地域言語)

○ 一般放送のうち、北米・ハワイ・欧州向け日本語放送は聴取者が激減(※1)、需要が低下していることから、平成19年度後半より廃止の方向(※2)。

※1 海外の邦人からの投書数は約10年間で概ね20分の1に減少。

※2 平成19年度NHK予算で反映済み。なお、アジア方面を含むその他の地域へのサービスは継続。



「一般放送」と「地域放送」の区分の廃止。(放送法施行規則等を改正・変更)



短波放送が有効な地域へのサービス、更にはテレビ国際放送への資源の効率的な投入を図る

○放送普及基本計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）

（傍線部分は変更部分）

変 更 案	取 行																
<p>第2 放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数（受託国内放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送することのできる放送番組の数）の目標</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 国際放送に関する放送の区分毎の放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標</p> <p>(1) 国際放送</p> <table border="1" data-bbox="188 608 1104 770"> <thead> <tr> <th>放送の区分</th> <th>放送対象地域</th> <th>放送系の数の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協会の放送</td> <td>総務大臣が別に定める外国の各区域</td> <td>放送対象地域ごとに <u>1</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)（略）</p>	放送の区分	放送対象地域	放送系の数の目標	協会の放送	総務大臣が別に定める外国の各区域	放送対象地域ごとに <u>1</u>	<p>第2 放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数（受託国内放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送することのできる放送番組の数）の目標</p> <p>1～3（同上）</p> <p>4 国際放送に関する放送の区分毎の放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標</p> <p>(1) 国際放送</p> <table border="1" data-bbox="1198 608 2114 857"> <thead> <tr> <th colspan="2">放送の区分</th> <th>放送対象地域</th> <th>放送系の数の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">協会の放送</td> <td>一般放送</td> <td>外国の全区域</td> <td rowspan="2">放送対象地域ごとに <u>1</u></td> </tr> <tr> <td>地域放送</td> <td>総務大臣が別に定める外国の各区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)（同上）</p>	放送の区分		放送対象地域	放送系の数の目標	協会の放送	一般放送	外国の全区域	放送対象地域ごとに <u>1</u>	地域放送	総務大臣が別に定める外国の各区域
放送の区分	放送対象地域	放送系の数の目標															
協会の放送	総務大臣が別に定める外国の各区域	放送対象地域ごとに <u>1</u>															
放送の区分		放送対象地域	放送系の数の目標														
協会の放送	一般放送	外国の全区域	放送対象地域ごとに <u>1</u>														
	地域放送	総務大臣が別に定める外国の各区域															

○放送法施行規則（昭和二十五年六月三十日電波監理委員会規則第十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一号（第一条の二関係） 一～十四（略） 十五 国際放送 協会の放送</p> <p>十六～十八（略） （注） 一～十六（略）</p> <p>十七（略）</p> <p>別表第二号～別表第十九号（略）</p>	<p>別表第一号（第一条の二関係） 一～十四（同上） 十五 国際放送 協会の放送 ア 一般放送 イ 地域放送</p> <p>十六～十八（同上） （注） 一～十六（同上） <u>十七 この表において、「一般放送」とは、外国の全区域における需要にこたえるための放送をいう。</u> <u>十八 この表において、「地域放送」とは、外国の一部の区域における需要にこたえるための放送をいう。</u> 十九（同上）</p> <p>別表第二号～別表第十九号（同上）</p>

電波監理審議会会長会見用資料

平成19年6月13日

日本放送協会の中継国際放送に関する協定の廃止及び変更の認可について
(平成19年6月13日 諮問第22号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報通信政策局衛星放送課国際放送推進室

(大角室長補佐、山口)

電話：03-5253-5798

日本放送協会の中継国際放送に関する協定の 廃止及び変更の認可について

1 申請の概要

<イギリス放送協会との間の協定の廃止>

日本放送協会（以下「NHK」という。）は、イギリス放送協会（以下「BBC」という。）との間で締結している中継国際放送に関する協定を廃止するため、放送法（昭和25年法律第132号）第33条第3項において準用する同法第9条第7項の規定に基づき、総務大臣に対して認可を申請。

BBC側	送信所	シンガポール・クランジ送信所
	放送区域	インドシナ半島
	送信時間	1日 8時間00分
	送信所	英領アセンション島・アセンション送信所
	放送区域	アフリカ（中部及び西部）
	送信時間	1日 2時間00分
	放送時間合計	1日10時間00分
NHK側	送信所	八俣送信所
	放送区域	アジア大陸
	放送時間	1日10時間00分

<カナダ放送協会との間の協定の変更>

NHKは、カナダ放送協会（以下「CBC」という。）との間で締結している中継国際放送に関する協定を変更するため、放送法（昭和25年法律第132号）第9条第7項及び同法第33条第3項において準用する同法第9条第7項の規定に基づき、総務大臣に対して認可を申請。

【現行】

CBC側	送信所	カナダ・サックビル送信所
	放送区域	北米（東部・中部及び西部）
	送信時間	1日 6時間00分
NHK側	送信所	八俣送信所
	放送区域	東南アジア、東アジア、シベリア、インドシナ半島
	放送時間	1日 6時間00分

【変更後】

CBC側	送信所	カナダ・サックビル送信所
	放送区域	中米
	送信時間	1日 2時間00分
NHK側	送信所	八俣送信所
	放送区域	東南アジア、東アジア、インドシナ半島
	放送時間	1日 2時間00分

2 協定の廃止及び変更を必要とする理由

これら協定は、ラジオ国際放送の受信環境改善を図るため、NHKがBBC及びCBCとの間で締結しているものであるが、今般、以下の理由により協定の廃止及び変更が必要となった。

- (1) NHKにおいては、効率的で効果的なラジオ国際放送の実施のため、その放送が有効な地域に向けてサービスの重点を移す予定であるが、送信地域、時間等の見直しを検討した結果、海外中継局からの送信の一部を廃止する必要があり、これら協定の継続は困難。
- (2) NHKが使用する八俣送信所設備の老朽化に伴う更新等の経費を節減するため、送信設備を縮小する予定であり、これら協定による中継国際放送の廃止及び縮小が必要。

3 協定の廃止及び変更の認可

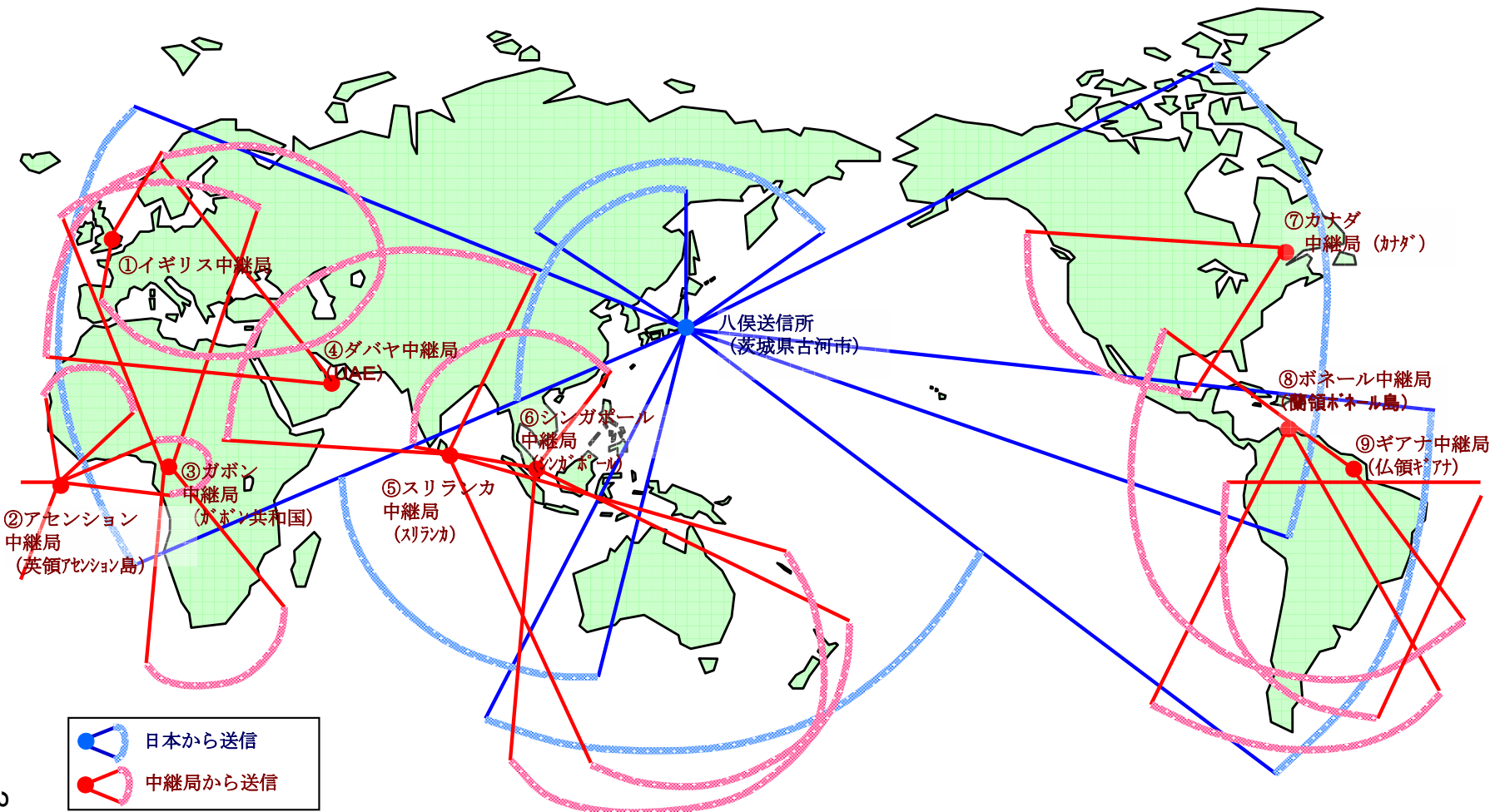
本年10月より、日本語及び英語による放送時間が減少することとなるが、テレビ国際放送等の代替手段が確保されている地域等、ラジオ国際放送への需要が低下した地域への放送について放送時間等を見直すものであるとともに、これら協定の廃止及び変更後も放送の一部については、借用中継により継続される予定であることから、影響はほとんどないものと想定される。

また、日本語及び英語以外の言語による放送については、協定廃止後も借用中継により、同様の放送が継続される予定であり、協定の廃止による影響はまったく想定されない。

このようなことから、放送法第33条に基づく命令による国際放送の実施を含め、国際放送の実施に支障はなく、これら協定の廃止及び変更は適当であると認められる。

国際放送の概要

- ・放送時間 1日延べ65時間
- ・予算規模 80億円(平成19年度予算額)
- ・実施形態 NHKは、自主放送と併せ、放送法第33条に基づく総務大臣による命令放送を「NHKワールド・ラジオ日本」として放送。命令放送に係る費用については、放送法第35条に基づき国が負担(平成19年度予算額 22億円)。
- ・使用言語 22言語
- ・放送区域 地域向け(17区域)、一般向け(全区域)
- ・送信施設 国内送信所(八俣送信所)1か所、海外中継局9か所
- ・聴取方法 短波ラジオにより聴取可能。推計約1200万人が聴取(平成15年度調査)。



①	イギリス中継局 (英国)
②	アセンション中継局 (英領アセンション島)
③	ガボン中継局 (ガボン共和国)
④	ダバヤ中継局 (UAE)
⑤	スリランカ中継局 (スリランカ)
⑥	シンガポール中継局 (シンガポール)
⑦	カナダ中継局 (カナダ)
⑧	ボネール中継局 (蘭領ボネール島)
⑨	ギアナ中継局 (仏領ギアナ)

交換中継と借用中継

交換中継

相手側の放送番組を
それぞれ同時間ずつ放送

海外事業者の国際放送

海外事業者の国際放送

NHKの国際放送

NHKの国際放送

NHKの送信設備
[KDDI八俣送信所]

海外事業者の
送信設備

現地までは、海底ケーブル・衛星回線等により番組を伝送

◎送信に要する費用はNHKが負担

◎送信に要する費用は海外事業者が負担

借用中継

★海外事業者の
放送は行わない

NHKの送信設備
[KDDI八俣送信所]

海外事業者の
送信設備

現地までは、海底ケーブル・衛星回線等により番組を伝送

◎送信に要する費用はNHKが負担

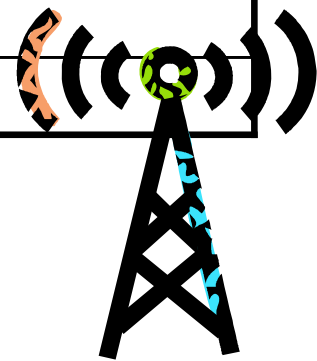
中継国際放送開始の経緯

年月	経緯
昭和54年10月	借用中継により、ポルトガルのシネス中継局からの送信を開始(1日1時間、欧州・中東向け、昭和61年3月廃止)。
昭和59年 4月	借用中継により、ガボン中継局からの送信を開始(1日6時間、欧州・中東・北アフリカ向け)。
昭和59年	八俣送信所の施設整備を開始。
昭和60年	外務省、郵政省(当時)及びNHKによる調査団がCBCサックビル送信所等の現地調査を実施。
昭和61年10月	CBCのサックビル送信所を借用して中継放送を開始したが、その交渉過程において、CBC側より交換中継を行いたいとの要望あり。(中継国際放送が制度化された昭和62年当時、海外においては、既にCBCとDWとの間、CBCとBBCとの間等で交換中継を実施。)
昭和62年 1月	唐沢郵政大臣(当時)がカナダ、米国、西ドイツ等を歴訪した際、訪問先の国から日本の施設から中継放送を行いたいとの要望あり。
昭和62年	放送法改正法案を国会に提出。
昭和62年 4月	借用中継により、ガボン中継局からの送信を拡大(1日4時間、南米向け)。
昭和62年 6月	改正放送法成立。
昭和63年 4月	NHKとCBCとの間で交換中継協定を締結。

BBC: British Broadcasting Corporation (イギリス放送協会)

CBC: Canadian Broadcasting Corporation (カナダ放送協会)

DW: Deutsche Welle (ドイチェ・ヴェレ)



各国放送機関における短波国際放送廃止の動き

BBC

- ・1999年、ドイツ語の放送を廃止。
- ・2001年、北米及び大洋州向け放送を廃止。
- ・2005年から2006年にかけて10言語の放送を廃止。
- ・2007年、中国語の報道番組以外の放送の廃止を表明。

D W

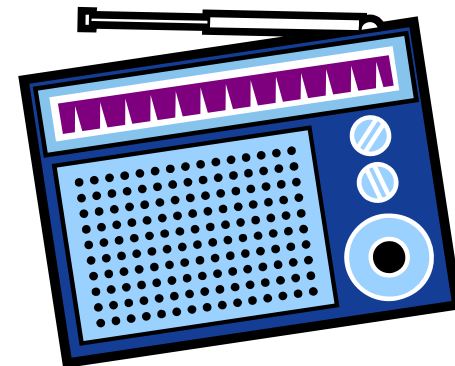
- ・1997年、イタリア語、オランダ語、デンマーク語、ノルウェー語の放送を廃止。
- ・1999年、日本語の放送を廃止。
- ・2003年、北米及びニュージーランド向けの英語の放送を廃止。
- ・2006年、北米向けのドイツ語の放送を廃止。

VOA

- ・2008年度予算案において、12言語の放送を廃止する方針を発表。

その他

- ・2006年、フィンランド放送会社は全ての放送を廃止。



○ 放送法（抜粋）

（業務）

第九条 協会は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 次に掲げる放送による国内放送を行うこと。
 - イ 中波放送
 - ロ 超短波放送
 - ハ テレビジョン放送
 - 二 テレビジョン放送による委託放送業務（受託国内放送をする無線局の免許を受けた者に委託して放送番組を放送させるものに限る。以下「委託国内放送業務」という。）を行うこと。
 - 三 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。
 - 四 国際放送及び委託協会国際放送業務を行うこと。
- 2 協会は、前項の業務のほか、第七条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。
- 一 前項第四号の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に委託する場合に必要と認めるときにおいて、当該外国放送事業者との間の協定に基づきその者に係る中継国際放送を行うこと。
 - 二 前項の業務に附帯する業務を行うこと。
 - 三 放送番組及びその編集上必要な資料を外国放送事業者又は外国有線放送事業者（外国において有線放送（公衆によつて直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信をいう。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）に提供すること。
 - 四 多重放送を行おうとする者に放送設備を賃貸すること。
 - 五 委託により、放送及びその受信の進歩発達に寄与する調査研究、放送設備の設計その他の技術援助並びに放送に従事する者の養成を行うこと。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。
- 3～6 （略）
- 7 第二項第一号の協定は、中継国際放送に係る放送区域、放送時間その他総務省令で定める放送設備に関する事項を内容とするものとし、協会は、当該協定を締結し、又は変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。
- 8～9 （略）

（国際放送等の実施の命令等）

第三十三条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送を行うべきことを命じ、又は委託して放送をさせる区域、委託放送事項その他必要な事項を指定して委託協会国際放送業務を行うべきことを命ずることができる。

- 2 協会は、前項の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に委託する場合において、必要と認めるときは、当該外国放送事業者との間の協定に基づきその者に係る中継国際放送を行うことができる。
- 3 第九条第七項の規定は、前項の協定に準用する。この場合において、同条第七項中「又は変更し」とあるのは、「変更し、又は廃止し」と読み替えるものとする。

(電波監理審議会への諮問)

第五十三条の十 総務大臣は、次に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 第二条の二第一項又は第四項の規定により放送普及基本計画を定め、又は変更しようとするとき。

二 第九条第七項（第三十三条第三項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、同条第八項（任意的業務の認可）、第九条の二（宇宙開発事業団等への出資の認可）、第九条の四第一項（委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務に関する認定）、第十一条第二項（定款変更の認可）、第三十二条第二項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第三十三条第一項（国際放送等の実施の命令）、第三十四条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第三十七条の二第一項（収支予算等の認可）、第四十三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）（放送等の廃止又は休止の認可）、第四十七条（放送設備の譲渡等の認可）、第五十条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）（放送等の廃止又は休止の許可）、第五十二条の四第一項（有料放送の役務の料金の認可）、同条第四項（有料放送の役務の契約約款の認可）、第五十二条の七（有料放送の役務の料金又は契約約款の変更認可申請命令及び変更命令）、第五十二条の十一（受託放送役務の提供条件の変更命令）、第五十二条の十三第一項（委託放送業務に関する認定）、第五十二条の十七第一項（第九条の四第二項において準用する場合を含む。）（委託放送事項の変更の許可）又は第五十三条第一項（センターの指定）の規定による処分をしようとするとき。

三～六 （略）

2 前項各号（第五号を除く。）の事項のうち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては、総務大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置することができる。

平成19年電波監理審議会開催日程

1月10日(水)

2月 7日(水) 13:00~

3月14日(水)

4月11日(水)

5月16日(水)

6月13日(水)

7月11日(水)

9月12日(水)

10月 3日(水)

11月14日(水)

12月12日(水)

- ※1 開催時間は、2月を除き、原則、15時開始。
- ※2 開催場所は、原則、1002会議室(10階)
- ※3 審議会は、8月は開催しない。

(連絡先) 総合通信基盤局総務課
三井課長補佐、中島係長
電話：03-5253-5829